

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年3月まで

申立期間については、その当時郵便局に勤務していた父が市役所で加入手続をし、母が自宅に来た集金人に数百円支払っていたのを見た覚えがある。私が将来困らないように両親が国民年金に加入し、保険料を納めてくれていたはずなので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間以後の約30年間は保険料が納付済みとなっている上、申立人の将来を心配して国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとされる申立人の両親が、国民年金手帳記号番号払出日の昭和38年6月時点でもさかのぼって納付可能な加入当初の5か月と短期間である申立期間を未納のまま放置することは考え難い。

また、申立人の姉は、「両親は申立人のことを特に心配しており、母からも申立人の国民年金保険料を納付していたということを聞いたことがある」と証言しているなど、申立人の主張に不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

昭和58年5月20日にA市に転入した際、市役所で国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続も行い、同年5月1日に国民年金の資格を取得したので、5月以降、B銀行C支店の外回りの行員に国民年金の納付書と保険料を渡していた。納期を忘れることもあったが、その際はA市役所へ直接保険料を持参していたので、60年3月まですべて未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年5月にA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った際の担当職員や対応状況を窓口ごとに具体的に記憶している上、同年5月20日から国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高い。

また、申立人は、当時、B銀行C支店の外回りの担当行員D氏に納付書と保険料を渡し、納付していたとしているところ、D氏は昭和60年1月までB銀行C支店に勤務していたことが確認できる。

さらに、A市の申立人の国民年金被保険者名簿では、新規に払い出された国民年金手帳記号番号(昭和60年7月払出し)が記載された後、昭和48年に払出しを受けていた記号番号に訂正されている上、被保険者の性別や資格取得日も訂正されており、かつ、申立人が保管している国民年金手帳の記号番号も同様の修正が行われているとともに、初めて被保険者となった日も誤記されてい

るなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人及びその妻は、申立期間以降、すべて納付済みであり、納付意識が高かったことがうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 58 年 4 月については、社会保険庁の記録によると、資格取得日が同年 5 月 1 日から厚生年金保険の資格喪失日である同年 4 月 21 日に平成 13 年 7 月 24 日付けで記録訂正されており、それまでは未加入期間であった上、記録訂正された時点では、昭和 58 年 4 月分の保険料は時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から51年12月まで
② 昭和55年1月から同年7月まで

時期は定かでないが、母がA市役所に出向き国民年金の加入手続きを行ったと思う。B町役場か社会保険事務所のどちらかに母と一緒に出向き、母が6万円まとめて納付した記憶があるので、申立期間が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の国民年金の加入及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月にC市で払い出されているが、この時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は特例納付によるほかは時効により納付できないところ、特例納付を行ったことをうかがわせる事情は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿によると、「昭和47年12月15日不在被保険者」、「49年度不在再確認」とされていることから、保険料を納付していたとは考え難い上に、D町に転出（昭和51年1月）するまでの間について保険料を納付した記録も無く、かつ、D町の国民年金被保険者名簿に

おいても保険料を納付した記録は無い。

加えて、昭和 51 年 4 月からの住所地である E 町が発行している国民年金保険料納付状況証明書(昭和 52 年 10 月 27 日発行)によると、43 年 1 月から未納となっている。

- 2 申立期間②について、申立人の母親が、B 町役場か社会保険事務所で 6 万円をまとめて納付したとしているところ、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、B 町に在住していた昭和 54 年に、52 年 1 月から 53 年 3 月までの過年度保険料(3 万 600 円)を一括納付するとともに、昭和 53 年度保険料をまとめて現年度納付(3 万 2,760 円)した可能性がある記録となっており、その当時、申立人の母親は、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間について、A 市の国民年金被保険者名簿によると、B 町から A 市に転入後の 54 年 10 月から同年 12 月までについては現年度納付していることが確認でき、かつ、55 年 1 月から同年 3 月までの欄には 55 年 3 月 3 日付けの納付済みスタンプが押されており、手書きによる×印の事跡があるものの、納付を取消したとする理由等が確認できないことから、保険料は納付されたものと考えられる。

さらに、昭和 55 年 4 月から同年 7 月までの期間について、55 年 8 月 17 日に資格喪失しているが、社会保険庁の特殊台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿の記録からみて、その当時に国民年金の資格喪失手続を行ったとみられ、上記の納付状況を踏まえると、資格喪失手続まで行った申立人の母親が保険料を納付していないとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和43年9月から44年10月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に、資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、昭和43年9月から44年9月までの標準報酬月額を1万4,000円、44年10月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年10月まで

昭和43年6月から知人の両親の紹介でA社に入社し、事務職として働き、44年10月末に結婚のため退社した。同時期に事務職として働いていた同僚は、厚生年金保険に加入しているのに、私だけが加入していないのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び申立人の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の事務職員に係る同僚及び申立人の証言と当該事業所において被保険者となっている事務職員数が一致すること及び同僚も「申立期間当時は、経営状況が良く、同様の仕事に従事していた申立人が、厚生年金保険に加入していないのは、おかしい」と証言していることからすると、当該事業所では事務職員すべてを厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、申立人も厚生年金保険の被保険者となっていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、同僚の入社時期及び厚生年金保険の資格取得日からみて、申立期間当時A社が厚生年金保険の加入を遅らせていた期間(3か月)を除く期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から昭和43年9月

から 44 年 9 月までを 1 万 4,000 円、44 年 10 月を 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が死亡しており不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る A 社における被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 9 月から 44 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和58年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月30日から同年6月1日まで

昭和58年5月、B病院を退職する際、B病院の総看護婦長とA病院の総看護婦長が連絡をとりあい、厚生年金保険の加入期間が途切れないように配慮してくださったことを覚えている。このため、昭和58年5月30日からA病院に勤務していることは確かで、5月から厚生年金保険に加入していたと思っていたが、厚生年金保険の資格取得日をみると、6月1日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C機構(申立期間当時の事業主の後継法人)から提出された人事記録により、申立人がA病院に昭和58年5月30日から60年8月15日まで非常勤職員(看護婦)として継続して勤務していたことが認められる。

また、C機構は、非常勤職員の厚生年金保険の加入に関する取扱いについて、「申立期間当時、非常勤職員については、採用と同時に厚生年金保険に加入させていたと考えられる」と回答しており、この回答は、複数の非常勤職員について、採用日と厚生年金保険の資格取得日とを比較したところ、その日付がほぼ一致することからも裏付けられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年6月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年8月までの期間及び58年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年4月から同年8月まで
②昭和58年10月から61年3月まで

出産のために退職し厚生年金保険の資格を喪失した後は、将来のことを考えて国民年金に加入し、保険料を空白無く掛けていたつもりだ。昭和56年9月に国民年金に任意加入してからは金融機関において定期的に納付書で納付した覚えがあるので、申立期間の加入記録と保険料の納付について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間①については、申立人の居住市に保存されている申立期間当時の「国民年金異動届兼申請書」によると、申立人が昭和56年9月2日付けで国民年金の資格取得手続を行ったことが確認できる（申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期とも一致する）上、申立人の所持する国民年金手帳には、「はじめて被保険者となった日 昭和56年9月2日 任」との記載があることから、制度上、任意加入対象期間である申立期間①までさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②については、居住市に保存されている「国民年金異動届兼申請書」によると、申立人が昭和58年10月17日付けで国民年金の資格を喪失し、61年4月1日付けで資格を再取得したことが確認できることから、国民年金に未加入であった申立人について納付書が作成されたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から58年6月まで

昭和55年2月に自営業になった時、私自身が市役所本庁において加入手続を行った。保険料については妻が納めていたと思うが、納付場所や保険料額などは記憶に無い。私が加入する前から妻は継続して納付しており、世帯主である私が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の居住市に保存されている「国民年金異動届兼申請書」によると、申立人自身が国民年金の加入手続を行った時期は昭和60年9月19日であったことが確認できる上、保険料については、時効にかからない範囲で、当時納付可能であった58年7月までさかのぼって納付した記録（納付日は昭和60年10月11日）が確認される。

さらに、申立人の加入記録については、昭和60年12月18日に訂正の届出が行われ、当初申立人が届け出た加入日（昭和55年4月1日）が厚生年金保険の資格喪失日に合わせて同年2月14日に訂正されたことが確認できることから、「55年2月に自営業になった時、私自身が市役所本庁において加入手続を行った」とする申立人の主張は事実と相違する。

加えて、申立人が保険料を納付していたと主張する申立人の妻からは、保険料納付についての具体的な証言は得られず、申立期間について申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成2年3月まで
私の母から、私が大学生であった申立期間当時、「学生も20歳になったら国民年金に加入した方が良いとの報道を見て、子供の将来のために納付をしようと考え、市役所で加入手続をし、保険料は納付書を使い金融機関で納めた」と聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧しても申立人の氏名は見当たらず、社会保険庁の記録上も国民年金手帳記号番号が払い出された記録は存在しない上、申立人及び申立人の加入手続を行ったとする申立人の母に聴取しても、申立期間当時には年金手帳の交付は受けていないとするなど記憶は極めて曖昧であり、ほかに申立人について国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人の母は、「子供3人の加入手続は、子供が20歳になった時にすべて自分が行った」と述べているが、申立人の弟について加入及び納付記録があるのは20歳になった昭和63年10月からではなく、学生が任意加入から強制加入とされた平成3年4月からであり、20歳からの加入及び納付記録があるのは申立人の妹（平成3年5月20歳到達）のみである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 472

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から41年3月まで

国民年金の加入手続は親が行ってくれたはずである。保険料の納付は地区の婦人会の方が集金に来て、母が払ってくれていた。保険料は私が出しており、領収証書をオレンジ色の国民年金手帳に貼っていた記憶があるのに納付記録が無いのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の番号となっており、平成9年4月1日に国民年金の資格を取得するまで、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、申立期間については、国民年金に加入していたとは考え難い上、資格取得した時点では申立期間は時効で保険料を納付できない。

さらに、申立人は、昭和39年2月に結婚しており、氏名の変更、強制加入から任意加入への変更手続が必要となるが、申立人に手続を行った記憶は無い。

加えて、申立人がかつて所持していたとするオレンジ色の国民年金手帳は、申立期間当時の手帳の色と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月1日から同年5月31日まで
昭和41年2月に入社したA社が、同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、私は同時に厚生年金保険に加入しているはずであるが、申立期間について、空白の期間が生じているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する被保険者原票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿のいずれにも資格取得日は昭和41年6月1日と記載されている。

さらに、申立期間当時の事業主は、「試用期間のため、未加入であったことが考えられる」と証言しており、当該事業所は、解散していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 25 日から 50 年 7 月 20 日まで
申立期間については、A社に就職し、主に売掛金を記帳する事務をしていた。社会保険については、A社の親会社であるB社で加入すると、B社の社員から電話を受けた記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、社会保険事務所の保管する親会社のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時一緒に勤務していた上司から加入状況についての証言は得られず、B社は解散しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間に雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 46 年 4 月まで
申立期間については、A社において浚渫をしている本船と陸上との間を小さなボート船を運転し、作業員等の送り迎えを行っていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社B支店(申立人の勤務場所を管轄する支店)は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、加えて、社会保険事務所の保管するA社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間に雇用保険の被保険者とはなっていない。

加えて、A社は解散していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 26 日から 31 年 4 月 21 日まで
年金受給年齢に達し、その手続を行う際、申立期間については、脱退手当金を受給していることが判った。しかし、脱退手当金の受給手続を行ったことは無く、受給もしてない。会社に色々と問い合わせをしたが、何も判らないとのことだった。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(昭和 34 年 9 月 19 日資格取得時分)の備考欄に「一度資格取得 脱退手当金受給」と記載されていることから判断すると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月8日から34年7月31日まで
A社に途中退職することなく勤務しているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録がないことについて、どうしても納得できない。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時一緒に勤務していた者について厚生年金保険の加入状況をみると、申立人と同様、加入期間に空白が生じている者がみられる。

加えて、A社は解散しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 24 日から 44 年ごろまで
② 昭和 55 年 10 月 2 日から 58 年ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。

A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤務し、調理関係の仕事をしていたので、厚生年金の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者となっていない。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間（申立期間①については国民年金の申立期間の昭和 43 年 1 月 19 日以降を除く。）において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間①については、先輩等からも具体的な証言を得ることができない上に、A社（承継会社含む）は書類を保存しておらず、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

また、申立期間②については、B社は全喪しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上に、実際に勤務していたとするレストランは適用事業所となっていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで
昭和 37 年 6 月から約 2 年間 A 社に勤務し、その後出向元である B 社に戻った。厚生年金保険の加入期間が 6 か月しかないとは考えられない。前の会社から一緒に出向した同僚がいるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、申立人と一緒に出向元に異動したと主張している同僚も申立人と同様、昭和 37 年 12 月 1 日に A 社での厚生年金保険の資格を喪失している。

さらに、A 社は昭和 38 年 8 月 1 日に全喪しており、申立期間の一部は適用事業所となっていない。

加えて、出向元である B 社は昭和 39 年 1 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。